

新機構団信・新3大疾病付機構団信 ご加入にあたって

- 団体信用生命保険（「新機構団信（デュエット（ペア連生団信）を含みます。以下同じ。）」「新3大疾病付機構団信」）（※）は、債務者が保険期間中に所定のお支払事由に該当された場合に、その時点の債務残高に応じて支払われる保険金をローン債務の弁済に充当する仕組みの保険です。
 - 「新機構団信」「新3大疾病付機構団信」のご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。
 - 「新機構団信」「新3大疾病付機構団信」のいずれかの団信にご加入後、他方の団信に変更することはできませんのでご注意ください。
- （※）詳細は【契約概要】をご確認ください。

正式名称

新機構団信
(ペア連生団信を含みます)

身体障害保障特約・高度障害保険金不担保特約付団体信用生命保険

新3大疾病付機構団信

身体障害保障特約・3大疾病保障特約・介護保障特約・高度障害保険金不担保特約付団体信用生命保険

目次

契約概要	2	ページ
注意喚起情報	6	ページ
正しく告知いただくために	9	ページ
「申込書兼告知書」のご提出にあたって	9	ページ
「申込書兼告知書」記入例	10	ページ
申込書兼告知書	11	ページ
債務弁済充当約款	12	ページ
お問い合わせ先	14	ページ



「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」（以下「申込書兼告知書」といいます。）
ご記入前に必ずご確認ください。

なお、次のとおり、ご加入を申込まれる団信種別によって、一部お読みいただく内容が
異なりますのでご注意ください。

特段の表示がない部分 全てのお客さまにお読みいただく内容

新機構団信
(ペア連生団信を含みます)

「新機構団信」にご加入を申込まれるお客さまに追加でお読みいただく内容

新3大疾病付機構団信

「新3大疾病付機構団信」にご加入を申込まれるお客さまに追加でお読みいただく内容

これらの書類は重要なものです。「申込書兼告知書（お客さま控）」とともに大切に保管ください。

契約概要

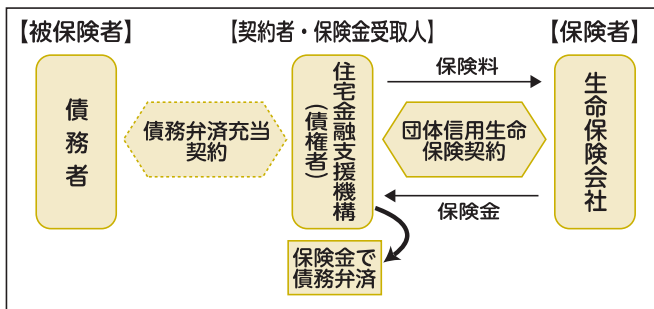
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。「申込書兼告知書」のご記入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1. 新機構団信・新3大疾病付機構団信の特徴

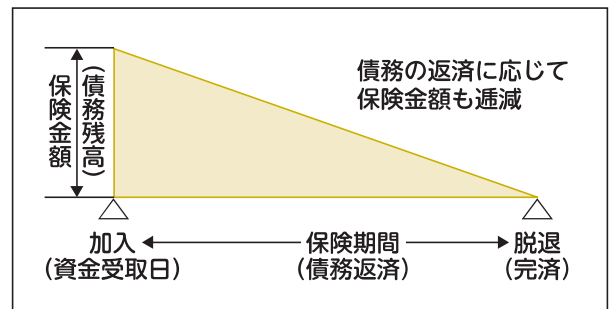
- この保険は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を契約者とし、民間金融機関から融資を受け、その融資の資金受取日と同日に機構が民間金融機関から債権を譲り受ける融資制度（フラット35（買取型）（以下、「フラット35」といいます。））の当該債権の債務者、または機構から融資を受けた債務者のうち、所定の加入条件（※）を満たした方を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に「2. 保険金のお支払いについて」に記載の支払事由に該当された場合に、機構が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。
- 保険金額は債務の残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）いたします。そのため、例えば身体障害保険金の支払事由に該当した時の債務額と死亡時の債務額が異なる場合もあり、ご請求いただく保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。保険金が支払われる場合等、この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。なお、債務者が複数名の場合はどなたかおひとりでのご加入となりますが、新機構団信で連帯債務者が夫婦・同性パートナーの場合には、それぞれの方が所定の加入条件（※）を満たした場合に連帯債務者お二人で被保険者となることができます。（以下「デュエット（ペア連生団信）」といいます。）

(※) 加入条件	新機構団信 (ペア連生団信を含みます) の場合	新3大疾病付機構団信 の場合
	「申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満（満70歳の誕生日の前日まで）の方で、幹事生命保険会社の加入承諾がある方（デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合は、お二人とも条件にあてはまる必要があります。）	「申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満（満51歳の誕生日の前日まで）の方で、幹事生命保険会社の加入承諾がある方

■ 契約関係のイメージ



■ 保険金額のイメージ



2. 保険金のお支払いについて

- 被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

名 称	支 払 事 由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
身体障害保険金	保険期間中に次の各号をともに満たしたとき (1) 保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法（※1）に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当したこと。（※2） (2) 前号に定める障害に対して、同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと。 （※1）身体障害者福祉法等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、身体障害保障特約の支払事由を変更することがあります。 （※2）身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより、同法に基づき1級または2級の身体障害者手帳の交付があった場合も、身体障害保険金が支払われます。



新機構団信・新3大疾病付機構団信では、所定の高度障害状態該当時にお支払いする高度障害保険金の取扱いはございません。

2. 保険金のお支払いについて (P2からの続き)

新3大疾病付機構団信 の場合

名 称	支 払 事 由	
3大疾病 保険金	悪性 新生物 (がん)	保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、以下の場合には保険金は支払われません。 －保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていた場合 －保障開始日からその日を含めて 90日以内 に所定の悪性新生物と診断確定された場合 －保障開始日からその日を含めて 90日以内 に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合
	急性 心筋梗塞	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①表1に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続 したと医師によって診断されたとき。 ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。
	脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①表1に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、言語障害、運動失調、麻ひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続 したと医師によって診断されたとき。 ②脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。

- （※1）「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
（2）前号の場合と同等の日本国外にある医療施設
（※2）急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術

! ○所定の悪性新生物（がん）には、**上皮内がん（非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。**お支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中の詳細につきましては、表1および表2をご覧ください。
○悪性新生物（がん）の診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。

○3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1.悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／ 3…悪性、原発部位 ／ 6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／ 9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
2.急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3.脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1.悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性黒色腫 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 真正赤血球増加症（多血症） 骨髓異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髓増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）のうち ランゲルハンス細胞組織球症	C00 - C14 C15 - C26 C30 - C39 C40 - C41 C43 C45 - C49 C50 C51 - C58 C60 - C63 C64 - C68 C69 - C72 C73 - C75 C76 - C80 C81 - C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D76.0
2.急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20 - I 25）のうち、 （1）急性心筋梗塞 （2）再発性心筋梗塞	I 21 I 22
3.脳卒中	脳血管疾患（I 60 - I 69）のうち、 （1）くも膜下出血 （2）脳内出血 （3）脳梗塞	I 60 I 61 I 63

2. 保険金のお支払いについて（P2からの続き）

新3大疾病付機構団信 の場合

名 称	支 払 事 由
介護 保険金	保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき (1) 公的介護保険制度に定める要介護 2 以上の状態 保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度（※3）による要介護認定を受け、要介護 2 以上（※4）に該当していると認定されたこと。 (2) 所定の要介護状態 次の①および②をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと。 ①保障開始日以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（※5）に該当したこと ②①の要介護状態（※5）に該当した日からその日を含めて 180 日以上要介護状態が継続したこと

(※3)「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保障特約の支払事由を変更することがあります。

(※4)「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

(※5) 対象となる要介護状態は、次のとおりとします。

要介護状態	次のいずれかに該当したとき ①常時寝たきり状態で、下表の(ア)に該当し、かつ、下表の(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ②器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態 (ア) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (イ) 衣服の着脱が自分ではできない。 (ウ) 入浴が自分ではできない。 (エ) 食物の摂取が自分ではできない。 (オ) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
-------	--

備考

1. 器質性認知症

(1)「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

①「器質性認知症」

「物質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、左記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

②「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは、意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
②場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
③人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

3. 保障開始日について

○保障開始日は資金受取日です。

資金受取日とは、フラット35を申込みされた方は機構による買取日、機構の融資を申込みされた方は機構からの資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には最終回資金受取日）をいいます。（共同引受生命保険会社は、保障開始日から保険契約上の責任を負います。）



4. 保障の終了（保険契約からの脱退）について

○被保険者は次の①から⑬のいずれかが到来したときに、この保険契約から脱退となります。

- ①死亡したとき
- ②いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき
- ③満80歳の誕生日の属する月の末日
 - ・新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満80歳未満の方お1人でのご加入となります。
 - ・新3大疾病付機構団信の被保険者は、満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは新機構団信の被保険者となり、3大疾病保障・介護保障はなくなります。
- ④最終返済日前に全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、機構との債権債務関係が消滅した日
- ⑤フラット35の買取りの効力が失われたとき
- ⑥フラット35または機構との融資の契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日
- ⑦期限前の全額返済義務を履行すべき事由に該当したとき（期限の利益を喪失したとき）
- ⑧提出した「申込書兼告知書」に事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑨詐欺・不法取得目的により被保険者となり、この保険契約のその被保険者についての部分が取消または無効とされたとき
- ⑩新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が死亡または身体障害保険金の支払事由に該当し、新機構団信により機構の債務が弁済されたとき
- ⑪保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑫団信契約の存続を困難とする⑧・⑨・⑪と同等の重大な事由があり、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- ⑬住宅ローン金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき

5. 共同引受生命保険会社について

○この保険契約は、幹事生命保険会社を幹事会社とする生命保険契約です。共同引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、幹事生命保険会社、共同引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

※幹事生命保険会社および共同引受生命保険会社については、当帳票裏表紙に記載の「幹事生命保険会社」欄および「新機構団信制度 共同引受生命保険会社」欄をご参照ください。

6. 新機構団信制度に関するご照会先について

○「申込書兼告知書」の内容につきましては、当帳票裏表紙に記載の幹事生命保険会社にお問い合わせください。

○契約に関する諸手続き等につきましては、借入手続きを行う金融機関、または、当帳票裏表紙に記載の住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください。

7. 一般社団法人生命保険協会による「生命保険相談所」について

○この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

○一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

8. 生命保険契約者保護機構について

○共同引受生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額が削減されることがあります。

○この保険契約の共同引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。（生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>）

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。「申込書兼告知書」のご記入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1. 告知義務について

申込時（告知）

- 現在および過去健康状態等、生命保険会社が「申込書兼告知書」でおたずねすることについてありのままにお知らせいただくことを「告知」といい、ご加入にあたっては、告知いただく義務があります。9ページに記載の「**正しく告知いただくために**」を必ずご確認ください。加入申込者ご本人が「申込書兼告知書」にご記入ください。
- 現在または過去健康状態等によっては、ご加入をお断りすることがあります。

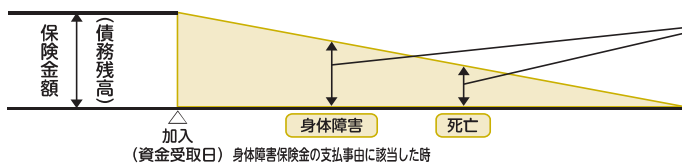
2. 保険金のご請求について

請求時（手続きとお願い）

- 被保険者が支払事由に該当された場合には、被保険者等からの関係書類提出に基づき、保険金受取人である機構が生命保険会社に請求し、保険金が支払われます。保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱金融機関等にご連絡いただく必要がありますので、ご家族の方々にもあらかじめご説明ください。
- この保険契約により支払われる保険金額は、機構から請求された保険金の支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定めますので、ご請求される保険金の種類（新機構団信の場合は、死亡保険金・身体障害保険金、新3大疾病付機構団信の場合は、死亡保険金・身体障害保険金・3大疾病保険金・介護保険金）により支払われる保険金額が異なる場合があります。
例えば、被保険者が所定の身体障害保険金の支払事由に該当した後に死亡された場合、身体障害保険金の支払事由該当日時時点の債務額が死亡日における債務額を上回る場合があります。
いずれかの保険金お支払い後は、その他の保険金は支払われませんので、保険金のご請求にあたっては十分ご注意ください。

死亡日前に所定の身体障害保険金の支払事由に該当したと判断される場合

例



※原因となる傷病が保障開始日前に生じている場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、健康状態等について、告知いただいているかどうかにかかわらず、身体障害保険金は支払われません。

3. 保険金が支払われない場合

請求時（お支払いできない例）

- 次のような場合には、保険金は支払われません。

(1) 以下の免責事由により支払事由に該当された場合

死亡保険金	・保障開始日から1年以内の自殺 ・保険契約者または保険金受取人の故意 ・戦争その他の変乱（※） ・デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意
身体障害保険金	・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱（※） ・デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存

新3大疾病付機構団信 の場合

介護保険金	・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・戦争その他の変乱（※）
-------	---

（※）ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または削減して支払われることがあります。

(2) 告知義務違反による解除の場合

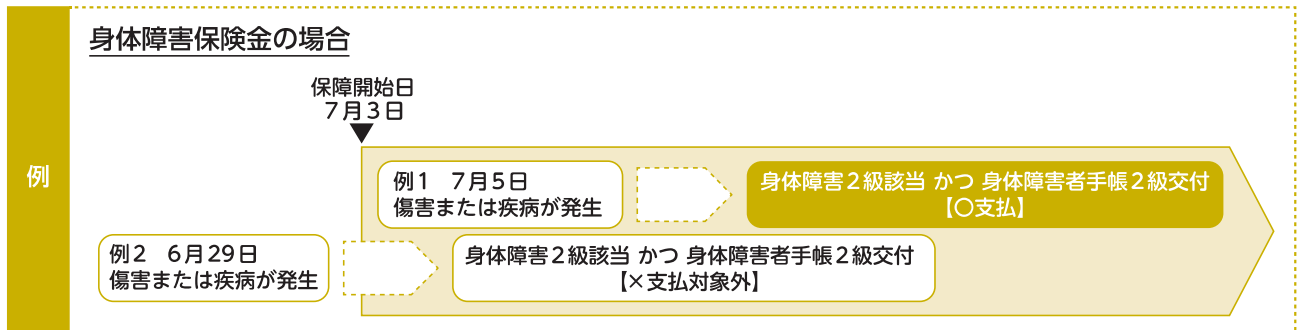
「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

3. 保険金が支払われない場合 (P6からの続き)

請求時 (お支払いできない例)

(3) 保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

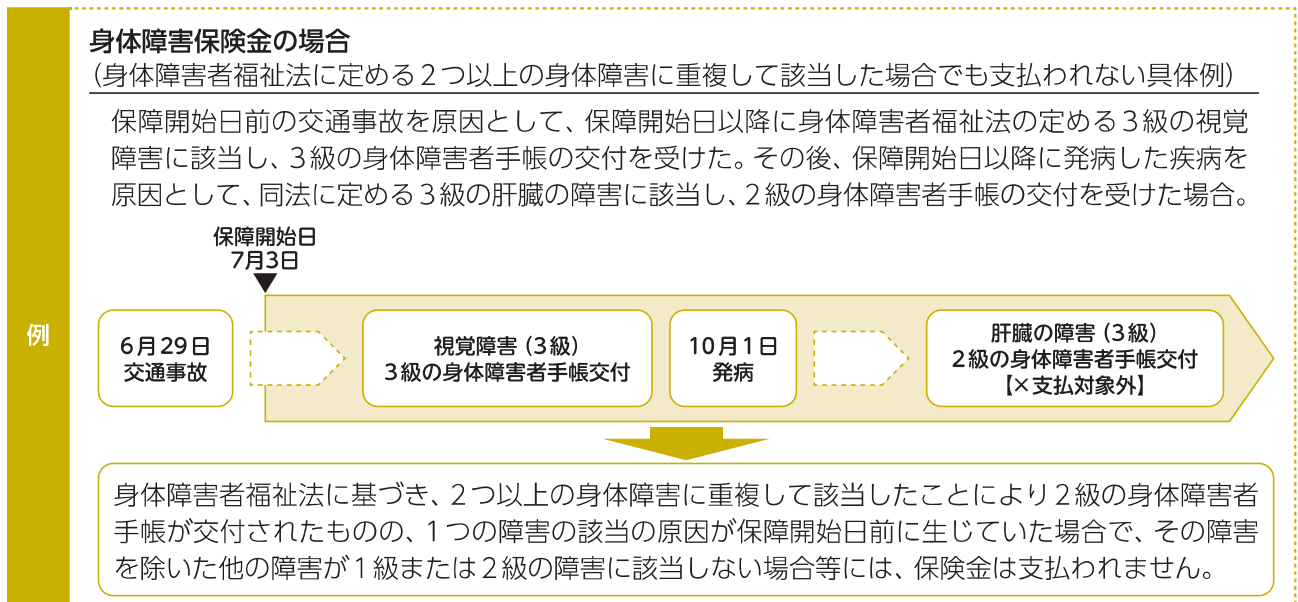
身体障害保険金	身体障害保険金のお支払いは、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
---------	--



新3大疾病付機構団信 の場合

3大疾病保険金	急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
介護保険金	介護保険金のお支払いは、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。

(4) 支払事由に該当しない場合



- ・幹事生命保険会社はご提出いただいた診断書のみをもって判定を行うことが困難である場合、後日被保険者のご了解のもとに医療関係者等に確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・身体障害者福祉法に定める1級または2級に該当していても、その障害に対する身体障害者手帳の交付がない場合には、身体障害保険金は支払われません。
- ・身体障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」がありますがこれらの制度の受給資格を有していても、身体障害保険金の支払事由に該当するとは限りません。

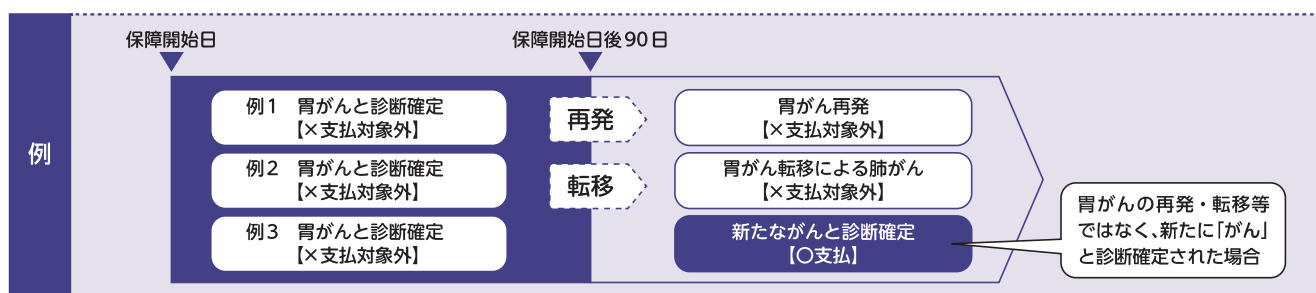
3. 保険金が支払われない場合 (P6・7からの続き) 請求時 (お支払いできない例)

(4) 支払事由に該当しない場合 (P7からの続き)

新3大疾病付機構団信 の場合

○所定の悪性新生物 (がん) について

①上皮内がん・所定の皮膚がん	・上皮内がん (上皮内がんには、非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。) や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象となりません。
②保障開始日前に診断確定された所定の悪性新生物 (がん)	・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、その事実を被保険者が知っているといないとにかかわらず、保障開始日以後に新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されても、お支払いの対象となりません。 ・保障開始日以後に罹患したと診断確定された所定の悪性新生物の発生部位が保障開始日前に診断確定された所定の悪性新生物と異なる場合も、お支払いの対象となりません。
③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物 (がん)	・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物および当該悪性新生物の再発・転移等と認められる場合はお支払いの対象となりません。 ただし、保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合についても、その後当該悪性新生物の再発・転移等ではなく新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定された場合には、お支払いの対象となります。



(5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、もしくは、契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効である場合には、保険金は支払われません。

(6) 重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。



新機構団信・新3大疾病付機構団信では、所定の高度障害状態該当時にお支払いする高度障害保険金の取扱いはございません。

4. 保険金額の上限について

申込時 (保険金額)

○ご加入いただける保険金額の上限は被保険者1人あたり1億円となります。ただし、現在、フラット35または機構融資等 (旧住宅公庫融資、旧住宅公庫融資と併せて融資を受けた年金融資及び沖縄公庫融資を含みます。) を返済中で、新機構団信制度 (新機構団信・新3大疾病付機構団信等)、機構団信特約制度 (機構団信・3大疾病付機構団信) に加入中の場合、または今回2つ以上の新機構団信制度・機構団信特約制度に同時に申込みされる場合は、その保険金額 (債務残高) を合算して1億円までの場合に限りま。

○既にご加入されている場合は、「申込書兼告知書」に既加入の保険金額 (債務残高) を必ずご記入ください。

※借換え融資 (フラット35) の場合は記入不要です。

正しく告知いただくために

この書面には、ご加入に際して、加入申込者ご本人に正しく告知いただくための重要な事柄について記載しております。
「申込書兼告知書」にご記入いただく前に必ずご確認ください、内容をご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。
万一直しく告知がなされない場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われない場合があります。

1. 健康状態等について、加入申込者ご本人がりのままを告知ください。(告知義務)

○加入申込者には健康状態等について告知いただく義務があります。したがって、ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等、生命保険会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、加入申込者ご本人が、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。

新3大疾病付機構団信 の場合

○借入金額（保険金額）が合計5,000万円を超える場合には、「申込書兼告知書」に加え、「新3大疾病付機構団体信用生命保険健康診断結果証明書」（以下「新3大疾病健康診断結果証明書」といいます。）をご提出いただけます。（既に新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に同時に申込みされる場合はその保険金額（債務残高）を通算します。）

2. 機構・金融機関・生命保険会社の職員等へ口頭でお話しいただいても告知したことにはなりません。

○機構・金融機関の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）等は告知をお受けする権限がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知にあたっては、「申込書兼告知書」に記入のうえご提出ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、全てのご加入をお断りするものではありません。

○現在または過去の健康状態等によっては、契約者間および加入者（被保険者）間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。ただし、傷病歴等がある場合（「申込書兼告知書」の告知事項に該当する場合）でも、現在の健康状態によっては、ご加入をお引受けできる場合がありますので、事実をありのまま正確に告知ください。なお、悪性新生物（上皮がん・皮膚がんを含みます。）と診断されたことがある方は新3大疾病付機構団信にご加入できません。

○傷病歴等がある場合のお引受けの判断に際しては、「医師の診断書」等をご提出いただくことがあります。

※「申込書兼告知書」への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、生命保険会社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。

4. 「告知義務違反」があった場合、保険金が支払われない場合があります。

○告知いただく事項は、「申込書兼告知書」に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除される場合があります。支払事由が発生した後においても解除される場合があります。

○身体障害保障特約については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により、身体障害保険金が支払われない場合を含みます。）には、「告知義務違反」として解除される場合があります。

○新3大疾病付機構団信に付保されている3大疾病保障特約・介護保障特約については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により支払事由が生じているとき（保障開始日前に原因が生じていたことにより、各特約保険金が支払われない場合を含みます。）には、「告知義務違反」として解除される場合があります。

○次のような事例は、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合に当たります。

（事例1）医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の告知をされなかった。
（事例2）Aの病気を治療中にもかかわらず、Aと異なるBの病気について治療中である旨を告知された。
（事例3）A・B両方の病気を治療中にもかかわらず、Aの病気についてのみ治療中である旨を告知された。
（事例4）「申込書兼告知書」の記入日（告知日）欄に「告知事項の実際の記入日」以外の日を記入され、記入日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

○解除された場合には、支払事由が発生していても、保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、生命保険会社はその返還を請求します。（ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金は支払われます。）

※なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも、保険金が支払われない場合があります。例えば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年経過後でも、詐欺による取消しを理由として、保険金が支払われないことがあります。

5. 借換え融資について（フラット35の場合）

借換え融資の場合は、以下の点についても十分ご注意ください。

○借換えにより前の団体信用生命保険契約から脱退し、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくことになりますので、借換え日があったら保障開始日となります。このため、借換え前にご加入いただいた団体信用生命保険からの保障は継続いたしません。

○あらたに「申込書兼告知書」に告知いただく必要があります。

○告知が必要な傷病歴等がある場合は、あらたにご加入をお引受けできないことがあります。また、その告知を正しくされなかったために告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

○新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはありません。新機構団信制度では新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。



告知を行うにあたり、「申込書兼告知書」の記入方法について、ご不明な点がございましたら、当帳票裏表紙に記載の幹事生命保険会社までご照会ください。なお、ご加入のお引受け可否についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

「申込書兼告知書」のご提出にあたって

「申込書兼告知書」のご提出にあたっては、以下の事項を必ずご確認ください。
※この用紙は、お客さまご自身で確認いただくための書面であり、ご提出いただく必要はありません。

確認事項	チェック欄
①「重要事項説明 ご加入にあたって」に記載の内容をご了解いただき、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかご確認ください。 ●「重要事項説明 ご加入にあたって」には団体信用生命保険に関する重要事項が記載されていますので、お申込み前に必ずご確認ください、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかををご確認のうえ、「申込書兼告知書」所定の欄にシ点チェックしてください。なお、いずれかの団信にご加入後、他方の団信に変更することはできませんのでご注意ください。	☐
②告知事項にもれがないか再度ご確認ください。 ●「申込書兼告知書」をご提出される前に、再度告知事項欄を見直していただき、事実をありのまま正確にもれなく記入したかをご確認ください。告知事項にもれがある場合には、「告知義務違反」として保険契約が解除され保険金が支払われない場合がありますので十分ご注意ください。 ●ご加入を申込みれる団信の種類によって告知いただく項目が異なります。新機構団信の場合は、告知事項第1、2、3、4項、新3大疾病付機構団信の場合は、第5、6項を追加で告知いただくことになります。 ●黒または青のボールペンで記入ください。（鉛筆・消せるボールペンはご使用いただけません。）	☐
③借換え融資（フラット35）の場合はあらためて新機構団信、もしくは新3大疾病付機構団信にご加入いただくこととなります。 ●借換え融資の場合は、あらためて新機構団信、もしくは新3大疾病付機構団信にご加入いただくこととなりますので、「借換え融資の資金受取日」が新たな保障開始日となります。借換えより前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はできませんので十分ご注意ください。例えば、新たな保障開始日より前に生じている傷病を原因として、障害の等級が1級または2級である身体障害者手帳の交付があってもお支払いの対象とはなりません。 ●新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。 ・現在または過去の健康状態等によっては、新たなご加入をお断りする場合があります。 ・正しく告知されなかった場合、「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除され、保険金が支払われない場合があります。 ●新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはなくなります。新機構団信制度では、新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。	☐
④身体障害保険金、3大疾病保険金、および介護保険金のお支払いは、それぞれの保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。 ●身体障害保険金、3大疾病保険金、および介護保険金のお支払いは、それぞれの保険金支払事由の原因となる傷害が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害を告知いただいた場合でも、保険金お支払いの対象とはなりません。 ※「重要事項説明 ご加入にあたって」の【注意喚起情報】「3. 保険金が支払われない場合」の「（3）保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合」も併せてご確認ください。	☐
⑤新3大疾病付機構団信にご加入を申込みれる場合、「申込書兼告知書」「新3大疾病健康診断結果証明書」には有効期間があります。 ●新3大疾病付機構団信にご加入を申込みれる場合、告知日（記入日）から2年以内に融資が行われなかった場合は、再度「申込書兼告知書」をご記入のうえお申込みいただくことになります。再度告知（記入）いただいた時点であらためて加入審査が行われますので、告知内容によってはこの保険にご加入できないことがあります。また、再度告知（記入）いただいた時点で、満51歳以上の方は、新3大疾病付機構団信にご加入いただくことはできません。「新3大疾病健康診断結果証明書」は証明日から2年を超えて融資実行の場合は改めて取り寄せていただくことになります。 ※新機構団信にご加入を申込みれる場合は、有効期間はありません。	☐
⑥ご提出いただきました「申込書兼告知書」や診断書等はご加入の諾否にかかわらずご返却いたしません。	☐
⑦「重要事項説明 ご加入にあたって」および「申込書兼告知書（お客さま控）」は重要な書類ですので、大切に保管ください。	☐



○全てのチェック欄にチェックが入った場合
⇒「申込書兼告知書」をご提出ください。

記入例

質問に対して、**いいえ**・**はい**のいずれかを○で囲み、**はい**に○をされた方は**病名・症状**を詳しくご記入ください。**複数の病気等がある場合も全てご記入ください。**

告知事項第2項に記載の病名は一般的な病名を記載しております。ご自身の病気が告知事項2に記載の病名に該当するかどうかご不明な場合はかかりつけの医師までお問い合わせください。

今までに身体障害者手帳の交付を受けたことがある場合、または、現在申請されている場合は、**はい**を○で囲み、**はい**の詳細欄をご記入ください。

新3大疾病付機構団信を申込みの場合のみ告知
ください。新機構団信をご希望で誤って記入さ
れた場合は、いいえ はい 欄および はい の詳
細欄を二重線で抹消してください。

⑤ はい。のときは、新3大疾病付機構団信に加入いただくことはできませんので、新機構団信でのお申込みとなります。

過去2年以内に健康診断・人間ドックを受けた結果、所定の臓器の異常および所定の検査で異常を指摘された場合は、**はい**を○で囲み、**はい**の詳細欄をご記入ください。

新 3 大疾病付機構団信の場合は、告知なしの場合でも、借入予定金額（既に新 3 大疾病付機構団信・3 大疾病付機構団信に加入されている場合、または今回 2 つ以上の新 3 大疾病付機構団信・3 大疾病付機構団信に同時に申込みされる場合はその保険金額（債務残高）を通算します。）が 5,000 万円を超えるときは、新 3 大疾病健康診断結果証明書を提出してください。

[illegible]

以下の①および②のいずれかにあてはまる場合、①と②の保険金額（債務残高）を合算し、「新機構団信・機構団信」、「新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信」に分けてご記入ください。

①現在、フラット35または機構融資等^(※1)を返済中で、新機構団信制度^(※2)、機構団信特約制度^(※3)に加入中の場合
(借換えにより今回申込みの融資で完済(団信を脱退)となる分は含まません。)

②今回同時に他の新機構団信制度^(※2)、機構団信特約制度^(※3)に申込みした場合

なお、新たにご加入いただけるのは今回申込み「借入予定金額」①および②を合算して1億円までとなります。ただし、①の融資が一部繰上返済予定であり、一部繰上返済後の合算した保険金額(債務残高)が1億円以内となる場合はご加入いただけます。

※1 災害復興住宅融資、旧住宅公庫融資、旧住宅公庫融資と併せて融資を受けた年金融資および沖縄公庫融資を含みます。
 ※2 新機構団信(デュエット(ペア連生団信)(旧夫婦連生団信)を含みます。)・新3大疾病付機構団信等
 ※3 機構団信(デュエット(ペア連生団信)(旧夫婦連生団信)を含みます。)・3大疾病付機構団信

医師の診察・検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

一連の病気やけがで、医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）や投薬を受け、転院、転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。）

- ・ 受診は2日であっても、その間が2週間以上の場合は告知が必要です。（実際の診療日数ではありません。）
- ・ 1回の受診で2週間以上の投薬を受けた場合も告知が必要です。



幹事生命保険会社 御中

貴社の定款、団体信用生命保険普通保険約款および下記加入申込者本人記入欄にて加入申込者自身が選択した制度において適用となる特約・特則にもつき、下記加入申込者の加入を申込みます。なお、以下の告知記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。
(保険契約者) 独立行政法人住宅金融支援機構

新機構団体信用により適用となる特約・特則

新機構団体信用 (ペア連生団体信用を含みます)	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	訂正箇所	太線枠内の訂正箇所数をご記入の上自署してください。
新3大疾病付機構団体信用	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則および団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	訂正箇所	姓 名

記入日 (告知日)	令和 年 月 日	フリガナ 加入申込者名	姓 名	性 別	男 女	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
※実際に記入した日を告知日とします。		※記入日時点で新機構団体信用は満70歳以上、新3大疾病付機構団体信用は満51歳以上の方はご加入できません。					
同意欄	同意チェック	私(加入申込者)は、お客さま控裏面に記載の「新機構団体信用生命保険のご説明」および「個人情報」の取扱いについての内容に同意の上、独立行政法人住宅金融支援機構を契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、左のチェック欄にレ点チェックするとともに、加入申込者名欄に自署しました。以下の告知記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。なお、この記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。					
確認欄	確認チェック	「重要事項説明 告知にあたって」の内容を了知し、この保険の目的が自らの加入目的に合致していることを確認し、左のチェック欄にレ点チェックしました。 ※告知書提出時に再度告知事項を見直し、過去および現在における告知事項にもれがないことをご確認ください。告知事項にもれがある場合は、万が一の場合に保険金が支払われない場合がありますので、十分にご注意ください。					
団体信用種別	加入を申込みいずれかの制度に必ず○をご記入ください。			ペア連生団体信用(死亡、身体障害)を利用される方は必ず○をご記入ください。			
	新機構団体信用(死亡、身体障害)に申込みます。 ⇒告知事項第1～4項にご回答ください。 ※ペア連生団体信用を利用する場合は、右の利用するにも○をご記入ください。	利用する	新3大疾病付機構団体信用ではペア連生団体信用の利用はできません。				
新3大疾病付機構団体信用(死亡、身体障害、3大疾病、介護)に申込みます。 ⇒告知事項第1～6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方はご加入できません。		ペア連生団体信用(死亡、身体障害)の相手方氏名 (フリガナ) 姓 名					
告知事項		いずれかの方が新機構団体信用不承諾の場合は、ペア連生団体信用ではなく、承諾の方お一人での加入となります。					
加入申込者本人記入欄	新3大疾病付機構団体信用告知事項	1	本日(記入日(告知日))より最近3カ月以内に医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。 ※指示・指導とは医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。	はい	いいえ	【はい】のときは、この欄に詳しくすべてご記入ください。また、複数の病気等がある場合は病気を区別して(例えば1)糖尿病(2)高血圧症等)すべてご記入ください。 【病気やけがの名前、障害の内容等】 ()	
	2	本日(記入日(告知日))より過去3年以内に、③または⑥に該当することがありますか。 ③以下の病気です手術を受けたこと。 ⑥以下の病気です2週間以上の期間にわたり、医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬を受けたこと。 ※2週間以上の期間とは、初回受診日から診療を終了した日まで(終了していない場合は告知日まで)が2週間以上であることをいいます。	はい	いいえ	【治療(診察・検査・指示・指導を含みます)・投薬期間】 年 月～ 年 月(約 日間) 【入院の有無】【入院期間】 (あり) ⇒ 年 月～ 年 月(約 日間) (なし) 【手術の有無】【手術の名前または部位】 (あり) ⇒ () (なし) 【症状経過】 (完治) ⇒ 終診年月 年 月 (治療中) 【現在の症状・治療(診察・検査・指示・指導を含みます)内容・投薬名・量 等】 ()		
	3	心臓・血管 狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・不整脈 脳・精神・神経 脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・うつ病・知的障害・認知症 肺・気管支 ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核・肺炎腫・気管支拡張症 胃・腸 胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・クローン病 肝臓・すい臓 肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害・すい炎 腎臓 腎炎・ネフローゼ・腎不全 目 緑内障・網膜の病気・角膜炎の病気 新生物 がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ 右記にかける病気 糖尿病・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病	はい	いいえ	<高血圧症の場合、必ずご記入ください。> (血圧値) 最高 mmHg、最低 mmHg <糖尿病の場合、必ずご記入ください。> 合併症: () HbA1c値() % 空腹時血糖値 () mg/dl 投与薬剤名() インスリン治療 () <肝臓に関する病名を告知された場合、必ずご記入ください。> 最近の肝機能検査数値 GOT IU/L、GPT IU/L、γ-GTP IU/L <身体障害者手帳の交付を受けたことがある、もしくは現在申請中の場合ご記入ください。> 交付を受けた時期() 等級() 障害の原因と内容 ()		
	4	今までに、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。 もしくは、現在申請中ですか。	はい	いいえ	【現在申請中】		
	5	以下に該当する事項がありますか。 ◇矯正しても左右いずれかの視力が0.2以下 ◇聴力、言語、そしゃく機能の障害 ◇手、足、指の欠損や機能の障害 ◇背骨(脊柱)の変形や障害	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		
	6	新3大疾病付機構団体信用にお申込みされる方のみ、以下第5項・第6項もご記入ください。第5項が【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		
	7	今までに、悪性新生物(上皮がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		
	8	本日(記入日(告知日))より過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受け、右記の臓器または検査の項目で、再検査・精密検査・要治療のいずれかを指摘(※)されましたか。指摘された場合には、□にレ点チェックのうえ、カッコ内に指摘された詳細内容をご記入ください。 (※)再検査・精密検査の結果「異常なし」という診断であった場合は「いいえ」としてください。また、2年以内に健康診断・人間ドックを受けていない場合や受けた結果、右記以外で指摘があった場合も「いいえ」としてください。	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		
	9	新3大疾病付機構団体信用に既に加入されている場合、または今回2つ以上の新機構団体信用・機構団体信用特約制度に同時に申込みされる場合は、記入例をご確認のうえ右欄に必ず現在の債務残高をご記入ください。	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		
	10	新3大疾病付機構団体信用に既に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団体信用・3大疾病付機構団体信用に同時に申込みされる場合はその保険金額(債務残高)を通算します。が5,000万円を超えたときは必ずチェックしてください。	はい	いいえ	【はい】のときは、新機構団体信用でお申込みください。		

告知ありの場合(※)レ点チェック	借入予定金額	万円	物件所在地	都 道 府 県	資金受取予定年月	令和 年 月	返済期間	年
告知書受付日	令和 年 月 日	金融機関名	金融機関コード	業務取扱店名				
北海道(明治安田)	東北(明治安田)	北関東(日本)	東京(日本)	南関東(日本)	東海(明治安田)	北陸(第一)	備考	
近畿(第一)	中国(明治安田)	四国(住友)	九州(第一)	南九州(第一)	モーゲー簿(住友)	沖縄(日本)	処理生保欄	

告知書番号

(※)新3大疾病付機構団体信用の場合は、告知なしの場合でも、借入予定金額(既に新3大疾病付機構団体信用・3大疾病付機構団体信用に加入されている場合、または今回2つ以上の新3大疾病付機構団体信用・3大疾病付機構団体信用に同時に申込みされる場合はその保険金額(債務残高)を通算します。が5,000万円を超えたときは必ずチェックしてください。

太枠はOCR读取を行いますので、該当する箇所に必ず記入してください。
□機構本店受付 □機構支店受付:支店コード()
202310

貴社の定款、団体信用生命保険等保証契約および下記加入申込者本人記入欄にて加入申込者自身が選択した制度において適用となる特約・特則にもとづき、下記加入申込者の加入を申込みます。なお、以下の告知記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。(保険契約者) 独立行政法人 住宅金融支援機構

新機構信託 (ペア連生信託を含みます)	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険高度障害年金保障不担保特約、団体信用生命保険契約の特約を複数付加した場合の特則	大蔵省内の訂正箇所数をご記入の上自署してください。
新3大疾病付機信託	団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険高度障害年金保障不担保特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病年金の支払に関する特則、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病年金の支払の対象となる急性心臓病に関する特則および団体信用生命保険契約の特約を複数付加した場合の特則	姓 名 簡 自 署

記入日 (告知日)		令和 年 月 日		フリガナ 加入者氏名		性別 (男) (女)		生年月日 (昭和) (平成) (令和) ※記入日時点で新構機団信は満70歳以上、新3大疾病付機関信は満51歳の方可加入となります。		年 月 日 (満 歳)			
☐ チェック必ずしてください ☐ チェック不要です		☒ 同意確認 ☒ 確認済		私(本人)加入者は、おおよそ下記裏面に記載の「新制度団体信用生命保険のご案内」および「個人情報取扱要領」についての内容に合意の上、独立行政法人日本年金機構を締結する者と団体信用生命保険への加入に同意し、右のチェック欄に印を添着するとともに、加入申込書背面に記載の以下の告知・宛先事項に同意することとを誓約いたします。なお、この記載事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。									
		重要事項説明 ご加入にあつたごの内容をご承知し、この保険の目的が何れかの加入目的に合致していることを確認し、そのチェック欄に必ずチェックを入れます。 ※告知事項提出時に再度告知事項を確認し、退会および現在における告知事項にもれないことをご確認ください。告知事項にもれる場合は、万一の場合に保険金が支払われない場合がありますので、十分にご注意ください。											
		加入を申込みうづけるに制度に必ず○を記入ください。 新構機団信(死亡・身体障害)に申込みます。 ☐ 告知事項第1～4項にご回答ください。 ※ペア連生団信を利用する場合は、右の利用するにも○を記入ください。				ペア連生団信(死亡・身体障害)を利用される方は必ず○を記入ください。 ☐ 利用する 金融機関等(フリガナ) 姓 _____ 名 _____ ペア連生団信(死亡・身体障害)の相手方氏名							
団信種別		新3大疾病付機関信(死亡・身体障害、3大疾病・介護)に申込みます。 ☐ 告知事項第1～6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方可加入できません。				新3大疾病付機関信(死亡・身体障害、3大疾病・介護)に申込みます。 ☐ 告知事項第1～6項にご回答ください。 ※満51歳以上の方可加入できません。							
加入申込者本人記入欄		1 本日(記入日(告知日))より最近3カ月以内に医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)を受けたことがありますか。 ※指示・指導とは医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。		2 本日(記入日(告知日))より過去3年以上以内に、①または②に該当することがありますか。 ⑥以下の病気で2週間以上期間にわたって、医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)を受けたこと。 ⑦以下の病気で2週間以上の期間にわたって、医師の治療(診察・検査・指示・指導を含みます)を受けたこと。 ※2週間以上の期間とは、初回受診日から診療を終了した日まで(終了していない場合は告知日まで)が2週間以上であることをいいます。		3 今までに、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。 もしくは、現在申請中ですか。		4 以下に該当する事項がありますか。 ○矯正しても左利きで力加減が0.2以下 ○聴力、言語、しゃべり機能の障害 ○手足、足の欠損や機能の障害 ○背骨(脊柱)の変形や障害		5 今日まで、悪性新生物(上皮がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがありますか。 6 今日(記入日(告知日))より過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受け、右の臓器または検査の項目で、再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘(※)されたことがありますか。指摘された場合には、口にしるチェックのうち、カッコ内に指摘された詳細内容をご記入ください。 (※)再検査・精密検査の結果「異常なし」という診断であった場合は「いいえ」として下さい。また、2年以内に健康診断・人間ドックを受けていない場合や受けた結果、右記以外で指摘があった場合は「いいえ」として下さい。			
		心臓・血管系 狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋梗死・高血圧症・不整脈		脳・精神・神経 脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神障害・神経痛・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・うつ病・知的障害・認知症		呼吸器系 ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核・肺炎球菌・気管支拡張症		胃腸 胃がんより十二指腸がいようけい以内の大腸炎・クローン病		肝臓・すい臓 肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害・すい臓炎			
		腎臓 腎臓・ネフローゼ・腎不全		目 緑内障・網膜の病気・角膜炎の病気		新生物 がん・肉腫・白血球・ほふろ・ポリープ		血液・内分泌系 糖尿病・リウマチ・こぶしげん・貧血症・紫斑病					
		現在の症状・治療(診察・検査・指示・指導を含みます)内容・投薬量・量 等] <高血圧症の場合、必ずご記入ください> (血圧値) 最高 mmHg、最低 mmHg <糖尿病の場合、必ずご記入ください> 合併症: (血糖値)・(糖化HbA1c) 診断名 () HbA1c値 (%) 空腹時血糖値 (mg/dl) 投与薬剤名 () インスリン治療 (血糖値)・(糖化HbA1c) <肝臓に関する病名を告知された場合、必ずご記入ください> 最近の肝機能検査数値 GOT IU/L、GPT IU/L、γ-GTP IU/L <身体障害者手帳の交付を受けたことがある。もしくは現在申請中の場合にご記入ください> 交付を受けた時期 () 等級 (級) 障害の原因と内容 ()											
		告知事項 <臓器の異常> ☐ 胃腸 ☐ 胆膵 ☐ 肝臓・すい臓 ☐ 子宮・乳房 <検査の異常> ☐ 血糖測定 ☐ 血液検査 ☐ 尿便検査 ☐ 肝臓ウイルス検査 ☐ 尿酸検査 指摘された詳細内容 ・高血圧の指摘の場合(血圧値) 最高 mmHg、最低 mmHg ・糖尿病の指摘の場合(HbA1c値 %、空腹時血糖値 mg/dl)											
新構機団信償還額、機関信特別料別に際してご記入されている場合、または今回2年以上の新構機団信償還額、機関信特別料別に際してご記入されている場合は、個人情報を保護するために、個人情報は印刷されないようにさせていただきます。		新構機団信償還額		万円		新3大疾病付機関信償還額		万円		新3大疾病付機関信償還額		万円	

金融機関 記入欄	告知ありの 場合 (※) /市チ ェック	借入予定金額		万円	物件所在地	都 道 府 県	資金受取予定年月	令和	年	月	返済期間	年
		告知書受付日	令和	年	月	日	金融機関名	金融機関コード			業務取扱店名	
		☐ 北海道 (明治安)	☐ 東北 (明治安)	☐ 北関東 (日本)	☐ 東京 (日本)	☐ 南関東 (日本)	☐ 東海 (明治安)	☐ 北陸	備考			
☐ 近畿 (第一)	☐ 中国 (明治安)	☐ 四国 (住友)	☐ 九州 (第一)	☐ 南九州 (第一)	☐ モーゲージ (住友)	☐ 沖縄 (日本)	処 理 欄	生 保				
告知書番号		(※)新3大疾病付機構保証の場合は、告知なしの場合でも、借入予定金額(既に新3大疾病付機構団体会員/大疾病付機構団体に加入されている場合、または令和11月21日以上の新3大疾病付機構団体会員/大疾病付機構団体に加入されている場合はその所得控除金(償還残高)を減算します。)が、3,000万円を超えたとときは必ずチェックしてください。 太枠はOCR読取を行いますので、該当する箇所必ず記入してください。 ☐機構本店受付 ☐機構支店受付/支店コード()										

新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書を生命保険会社へ提出（電磁的方法による場合を含みます。以下同じです。）いただいた日を申込日として、「新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当契約」への申込みとなります。「新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款」（以下「約款」といいます。）の内容を十分に確認いただき、金銭消費貸借契約を締結してください。なお、以下の約款諸事項・重要事項説明及び約款に係る条項を承認したくない場合、独立行政法人住宅金融支援機構は本契約をお断りすることがあります。

- 1 私と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間の債務分済契約は、機構の定めるところにより、私が新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書を機構に提出し、生命保険会社による加入承諾があった場合に、新機構団体信用生命保険制度による債務分済充当契約（以下「附款」という。）に定める日から、金銭消費貸借契約書に記載の「借付金額」について、約款の内容により成立すること。
- 2 ペア連生での加入申込みを希望している場合で、加入申込者の一方が生命保険会社による加入承諾を得られなかったときは、加入承諾を得た者ととの間で約款第 10 条（ペア連生に係る特則）の規定により、第 1 条から第 9 条までに規定する内容で債務分済充当契約が成立すること。
- 3 本契約成立後は、死亡及び身体障害を保障する団体信用生命保険（以下「新機構団信」という。）から死亡、身体障害、3 大疾病罹患状態及び要介護認定等を保障する団体信用生命保険（以下「新 3 大疾病付機構団信」という。）への変更、新 3 大疾病付機構団信から新機構団信への変更はできないこと。
- 4 本契約成立後、次のような状態となったときでも金銭消費貸借契約書に記載された利率は変更されないこと。
 - (1) ペア連生で一方の団信加入者が団信加入要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 団信加入者が、満 80 歳に達した日の属する月の末日が到来し、団信加入要件を満たさなくなった日以後も返済を継続するとき。
 - (3) 新 3 大疾病付機構団信の団信加入者が満 75 歳に到達したため、3 大疾病罹患状態及び要介護認定等に係る保障が終了したとき。
 - (4) 団信加入者が満 80 歳に達したことにより解約となった場合の当該団信加入者の連帯債務者が新機構団体信用生命保険制度へ加入できなかったとき。
 - (5) その他約款に定める解約事由又は免責事由に該当したとき。
- 5 本契約成立後は、本契約の解約を機構へ申し出ることができないこと。

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款

〈裏面に続く〉

新機構団体信用生命保険制度による債務弁済充当約款

〈表面からのつづき〉

(契約の成立)

第4条 本契約は、申込者が前条各号に該当した場合、次の各号に掲げる者に応じて、当該各号に定める日（以下「団信契約日」といいます。）に成立するものとします。

- 前条第1号イに該当する申込者 機構が当該申込者に係る貸付債権を譲り受ける日
- 前条第1号ロに該当する申込者 機構から資金（資金を分割して受け取る場合は、最終回資金）を受け取る日
- 前条第1号ハに該当する申込者 機構に対して当該債務の相続を届け出た日から30日以内の日で前条第2号の加入承諾を受けた日
- 前条第1号ニに該当する申込者 機構と当該債務の引受けに係る契約を締結する日（債務の引受けに係る契約の効力が発生する日（以下「適用日」といいます。）を別に定めた場合は、両日の先後に関わらず当該適用日）
- 前条第1号ホに該当する申込者 団信加入者が満80歳に達した日の属する月の翌月1日又は前条第2号の加入承諾を受けた日のいずれか遅い日。この場合において、団信加入者が満80歳に達する日の属する月の末日の1年前の日から団信加入者が満80歳に達した日の属する月の末日までの間に幹事生命保険会社へ申込書兼告知書を提出することを要します。

2 本契約成立後は、新機構団信から新3大疾病付機構団信への変更及び新3大疾病付機構団信から新機構団信への変更はできません。

(弁済充当責任の開始)

第5条 機構は、団信契約日から、本契約に基づく債務弁済充当の責を負います。

(充当する債務の範囲等)

- 第6条 機構が本契約により債務弁済充当する範囲は、団信加入者が機構に対し負担する債務の未償還元金、利息、延滞損害金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用といたします。
- 2 機構は、新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大疾病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき以降に、団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者から機構の債務に係る弁済があったときは、その弁済があった金額を団信加入者若しくはその相続人又は連帯債務者に返還いたします。

(免責)

- 第7条 機構は、団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。
- 幹事生命保険会社に提出した申込書兼告知書に故意若しくは重大な過失により事実を告げなかったこと又は事実と異なることを告げたことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
 - 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことのため、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が取消し又は無効とされたとき。
 - 団信加入者について、暴力団関係者又はその他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの理由で、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
 - 団信加入者について、団体信用生命保険契約の存続を困難とする前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団体信用生命保険契約が解除されたとき。
 - 団信契約日から1年以内に自殺したことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
 - 団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、新機構団信の団信加入者においては身体障害、新3大疾病付機構団信の団信加入者においては身体障害、3大疾病罹患状態又は要介護認定等に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
 - 団信契約日前の傷害又は疾病が原因で、新機構団信にあっては、身体障害、新3大疾病付機構団信にあっては、身体障害、3大疾病罹患状態又は要介護認定等に団信加入者が至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったとき。
 - 戦争、その他変乱により新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、新3大疾病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったことのため、保険

金の支払を受けられなかったとき。

- 9 新3大疾病付機構団信の団信加入者が、団信契約日からその日を含めて90日以内に悪性新生物として3大疾病罹患状態に至ったこと（90日以内に3大疾病罹患状態に至った悪性新生物が90日経過後に再発、転移等をしたと認められることを含みます。）のため、保険金の支払を受けられなかったとき。

(解約)

- 第8条 団信加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は当該該当した日に当然に解約となり効力を失います。
- 満80歳に達した日の属する月の末日が到来したとき。
 - 機構に対する債務の完済、債務の引受けに係る契約の締結、連帯保証人による保証債務の履行その他により機構との債権債務関係が消滅したとき。
 - 第3条第1号イに該当する団信加入者の場合は、当該団信加入者に係る債権譲受けの効力が失われたとき。
 - 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約（変更契約を含みます。以下同じです。）に基づく最終返済日が到来したとき。
 - 前条第1号から第4号までのいずれかの規定に該当し、機構が免責となったとき。
 - 第3条第1号イ又はロの住宅資金の融資に係る金銭消費貸借契約に定める期限前の全額返済義務に関する条項又は反社会的勢力の排除に関する条項に債務者が抵触し、当該契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失ったとき。
- 2 団信加入者は、前項各号のいずれかに該当して本契約が解約された場合は、再加入の申込みをすることができません。

(報告)

- 第9条 団信加入者又はその相続人は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに機構に報告し、機構の定めるところにより必要な手続をとらなければなりません。
- 新機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったとき、新3大疾病付機構団信にあっては、団信加入者が死亡し、又は身体障害、3大疾病罹患状態若しくは要介護認定等に至ったとき。
 - 氏名、住所、通知先等機構に届出をした事項に変更があったとき。
- 2 団信加入者は、住所又は通知先について前項第2号の報告をしなかったときには、機構の知った最終の住所又は通知先に発した通知が通常到達するために要する期間を経過したときに団信加入者に到達したものと取り扱われることに異議がないものとしたします。

(ペア連生に係る特則)

- 第10条 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦（内縁関係にある者、婚姻関係にある者及び同性パートナーを含みます。以下同じです。）2人が申込者である場合の前各条の規定の取扱いについては、次の各号に定めるとおりといたします。
- 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦である申込者の一方が、第3条第2号又は第3号に該当しないことにより団信加入者となれなかった場合は、団信加入者となった者について前各条の規定によるものといたします。
 - 機構に対し連帯して債務を負担する夫婦2人が団信加入者となった場合（新機構団信の団信加入者に限ります。以下「ペア連生」といいます。）の一方の団信加入者が、第7条各号のいずれかに該当し、機構が免責となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものとしたします。
 - ペア連生の一方の団信加入者が、第8条第1項第1号又は第2号（債務の引受けに係る契約を締結した場合に限ります。）のいずれかに該当するため本契約が解約となった場合においては、他方の団信加入者について前各条の規定による本契約が継続するものとしたします。
 - ペア連生において、一方の団信加入者の故意、重大な過失、犯罪行為、薬物依存により、他方の団信加入者が死亡し、又は身体障害に至ったことのため、保険金の支払を受けられなかったときは、機構は本契約に基づく債務弁済充当の責を負いません。
- (新3大疾病付機構団信に係る特則)
- 第11条 新3大疾病付機構団信の保障のうち、3大疾病罹患状態及び要介護認定に係る保障の保障期間については、団信加入者が満75歳に達した日の属する月の末日が到来したときまでといたします。

新機構団体信用生命保険（新機構団信・新3大疾病付機構団信）のご説明（抜粋）

I. 団体信用生命保険とは

この保険は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を契約者とし、民間金融機関から融資を受け、その融資の資金受取日と同日に機構が民間金融機関から債権を譲り受ける融資制度（フラット35（買取型）（以下、「フラット35」といいます。）」の当該債権の債務者、または機構から融資を受けた債務者のうち、所定の加入条件を満たした方を被保険者とする保険契約で、保険期間中に支払事由に該当された場合に、機構が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の債務の弁済に充当することを目的とした団体保険です。

II. ご加入について

ご加入にあたっては、この「申込書兼告知書」で健康状態等を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。この保険契約における各被保険者の保障開始日は、フラット35を申込された方は、資金受取日（機構による買取日）、機構からの融資の申込みをされた方は、資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には、最終回資金受取日）等となります。借換え融資（フラット35）の場合、あらためて団体信用生命保険にご加入いただくこととなりますので、借換え日がある場合の保障開始日となります。このため、借換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険からの保障の継続はいたしません。新機構団信制度では、所定の高度障害状態を保障する高度障害保険金の取扱いはなくなります。新機構団信制度では、新たに所定の身体障害状態を保障する身体障害保険金の取扱いとなり、保障内容は変更となります。

III. 保険金のお支払い

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、機構に保険金が支払われます。

- 死亡されたとき
 - 所定の身体障害保険金の支払条件（※）を満たしたとき
 - 所定の3大疾病罹患状態（※）になられたとき（新3大疾病付機構団信にご加入の場合）
 - 所定の介護保険金の支払条件（※）を満たしたとき（新3大疾病付機構団信にご加入の場合）
- （※）「所定の身体障害保険金の支払条件」「所定の3大疾病罹患状態」「所定の介護保険金の支払条件」の詳細は「重要事項説明」をご参照ください。

IV. 保険金が支払われない場合

次のいずれかに該当した場合、保険金は支払われません。（保険金が支払われない場合の詳細は「重要事項説明」をご確認ください。）

（死亡保険金）

- 保障開始日から1年以内の自殺
- 保険契約者または保険金受取人の故意
- 戦争その他の変乱
- デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意（新機構団信にご加入の場合）

（身体障害保険金・介護保険金）

- 保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の薬物依存
- 戦争その他の変乱
- デュエット（ペア連生団信）の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存（新機構団信にご加入の場合）

（3大疾病保険金）

- 上皮内がん・所定の皮膚がん（上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象となりません）
- 保障開始日前に診断確定された悪性新生物（がん）
- 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物（がん）
- 保障開始日前の疾病による急性心筋梗塞・脳卒中

（共通）

- 「申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保険契約について詐欺の行為があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険金を不法に取得しよう（他人に取得せよう）とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき

※本ページは抜粋ですので、詳細については【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】をご確認ください。

〈個人情報取扱いについて 保険契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

この「申込書兼告知書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態、ローン情報等）（以下「個人情報」といいます。）は、本書面に記載の保険契約者である独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）が取得し、機構が保険契約を締結する共同引受生命保険会社に提供いたします。（なお、「新3大疾病健康診断結果証明書」や「診断書」等の個人情報も含まれます。）

機構は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きの目的において使用いたします。

共同引受生命保険会社は、機構から提供された個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、各種保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務の目的において利用（注）し、機構および他の共同引受生命保険会社、再保険を付する場合には再保険会社には上記目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き機構および共同引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。（共同引受生命保険会社の各種保険・個人情報の取扱いの詳細は、共同引受生命保険会社各社のホームページをご覧ください。）

共同引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の共同引受生命保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

「申込書兼告知書」「重要事項説明」「新3大疾病健康診断結果証明書」についてのお問い合わせ先



幹事生命保険会社とは、加入査定や保険金支払審査を担当する共同引受先の各生命保険会社のことです。お客さまの物件所在地によって担当する生命保険会社を定めています。

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

令和5年10月1日現在

お客さまの借入申込み 金融機関等	お客さまの物件所在地	幹事生命保険会社	担当部署	電話番号
	都道府県			
モーゲージバンク等※ 以下以外の金融機関	(全国)	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
銀行※ 信用金庫 信用組合 労働金庫 信用農業協同組合連合会 漁業協同組合 信用漁業協同組合連合会	北海道	明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011-242-7287
	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島	明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022-711-3155
	栃木・群馬・新潟・長野 東京・神奈川・茨城・埼玉 千葉・山梨・静岡	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928
	岐阜・愛知・三重	明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052-972-8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都 大阪・兵庫・奈良・和歌山	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	鳥取・島根・岡山・広島・山口	明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082-245-4581
	徳島・香川・愛媛・高知	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎・鹿児島	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	沖縄	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928

※楽天銀行、住信SBIネット銀行及びイオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご覧ください。

上記以外の新機構団信制度についてのお問い合わせ先

- 上記以外の新機構団信制度に関するお問い合わせにつきましては、借入手続きを行う金融機関、または、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）にご連絡ください。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）

0120-0860-78（通話無料）

- ・ 営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は除く。）
- ・ 左記番号が利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-3311（通話料金がかかります。）

- ホームページ（<https://www.jhf.go.jp/>）において、新機構団信制度、フラット35等の情報がご覧になれます。

新機構団信制度 共同引受生命保険会社

アクサ生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社	富国生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社	大同生命保険株式会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
住友生命保険相互会社	太陽生命保険株式会社	明治安田生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	メットライフ生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社	日本生命保険相互会社	
第一生命保険株式会社	フコクしんらい生命保険株式会社	

以上50音順
令和5年10月1日現在